

今年もお花見を堪能された方も多いと思います。一般に『桜』と言えばソメイヨシノを指すようになってきました。そのソメイヨシノは江戸時代に「エドヒガンザクラ」と「オオシマザクラ」を掛け合わせて品種改良されたモノだと言われています。しかし、ソメイヨシノは自然に種子が出来ないので、人の手により接木等で増殖するしかありません。つまりクローン植物だったのです。

また、ソメイヨシノには寿命60年説というのがあり、戦後直後に復興の願いを込められて植えられた寿命を迎えつつあるといわれています。寿命が短い上にクローンであるため、同時期に寿命を迎え、花見が出来なくなる日が来るかもしれません。しかし、実は管理・手入れ次第ではもっと長生きできるそうです。(事務局)

平成 18 年 4 月 20 日号 目次

- | 1. ヘッドラインニュース
- | 省エネ法が改正されました！
- | 2. 今月の特集
- | 法定点検整理表をご活用下さい
- | 3. How to 保全
- | 換気設備と快適環境(その2)
- | 4. 営繕情報コーナー
- | 平成18年度の事業費について

1. ヘッドラインニュース

省エネ法が改正されました！

省エネ法の正式名称は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」といい、燃料資源の効率的利用を行うため、工場・事業場、住宅・建築物および輸送、機械器具についてエネルギー消費の合理化を推進することにより、経済の発展に寄与することを目的とした法律です。今回の改正は地球温暖化防止に関する京都議定書の発効、昨今の世界的なエネ

ルギー需要の逼迫化等、最近のエネルギーを巡る諸事勢を踏まえ、各分野におけるエネルギー使用の合理化を一層進めるために行われ、平成18年4月1日に施行されました。

庁舎や宿舍等の施設管理をされている皆様に関係の深い住宅・建築物に係る改正のポイントは次のようになっています。

- ◆ 一定規模以上の建築物(省エネ法で言う「特定建築物」)について、管理者が定期的に省エネルギー措置に関する維持保全の状況を都道府県等に報告することが義務づけられた。
 - ◆ 一定規模以上の非住宅建築物を新築・増改築する場合に都道府県等へ省エネルギー措置の届出を行うこととしていたものを外壁等の大規模修繕・模様替や設備の設置・大規模改修を行う場合についても届出を行うことが追加された。
 - ◆ 届出について住宅は対象外であったが、一定規模以上の住宅についても非住宅と同様に新築・増改築及び大規模修繕等の際に届出が必要となった。
- 以上3つの改正が行われましたが、建物を管理される方にとっては1つ目の維持保全に関する状況報告が気になる所だと思います。これについてもう少し詳しく申し上げます。「一定規模以上」とは床面積 2,000 m²以上となりますので、これ以上の規模の建物で改正のポイントの2つ目、3つ目の届出を行った建物が報告の対象になります。また報告の時期については、「最初に届出をした日の属する年度の末日から起算して三年ごとに区分した各期間ごとに、当該各期間の最終年度内に提出する。」となっています。

改正省エネルギー法の概要や外壁等の大規模修繕・設備の大規模改修の範囲の考え方等については下記の国土交通省、(財)省エネルギーセンターのホームページを参考にして下さい。

国土交通省 TOP 組織別情報@住宅・建築

改正省エネルギー法関連情報(住宅・建築物関係)

(<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/syouene/shouene.html>)

(財)省エネルギーセンターTOP トピックス@省エネ法に係るお知らせ

(<http://www.eccj.or.jp/law/060401.html>)

(設備課 西尾)

2. 今の特集

法定点検整理表をご活用下さい

平成17年6月1日より「建築基準法」及び「官公庁施設の建設等に関する法律」が改正され、建築物の定期点検が義務づけられたことは保全インフォメーションきんきにおいても情報等を提供してきたわけですが、定期点検は実施されていますでしょうか？建築関係は3年以内に実施と言うことですが、建築設備については1年以内に実施ということで、定期点検の期日まで後1ヶ月あまりとなりました。

4月から新しく施設管理者に選任され、自分の管理する施設において、どの点検項目に該

当しているか把握されていない方もおられるかと思います。そこで、保全業務支援システム(BIMMS-N)に施設の規模や設備を入力するだけで、どんな点検をすれば良いかが検索できる法定点検整理表が掲載されましたのでご活用下さい。

操作方法

保全技術情報等提供をクリック

マニュアルをクリック

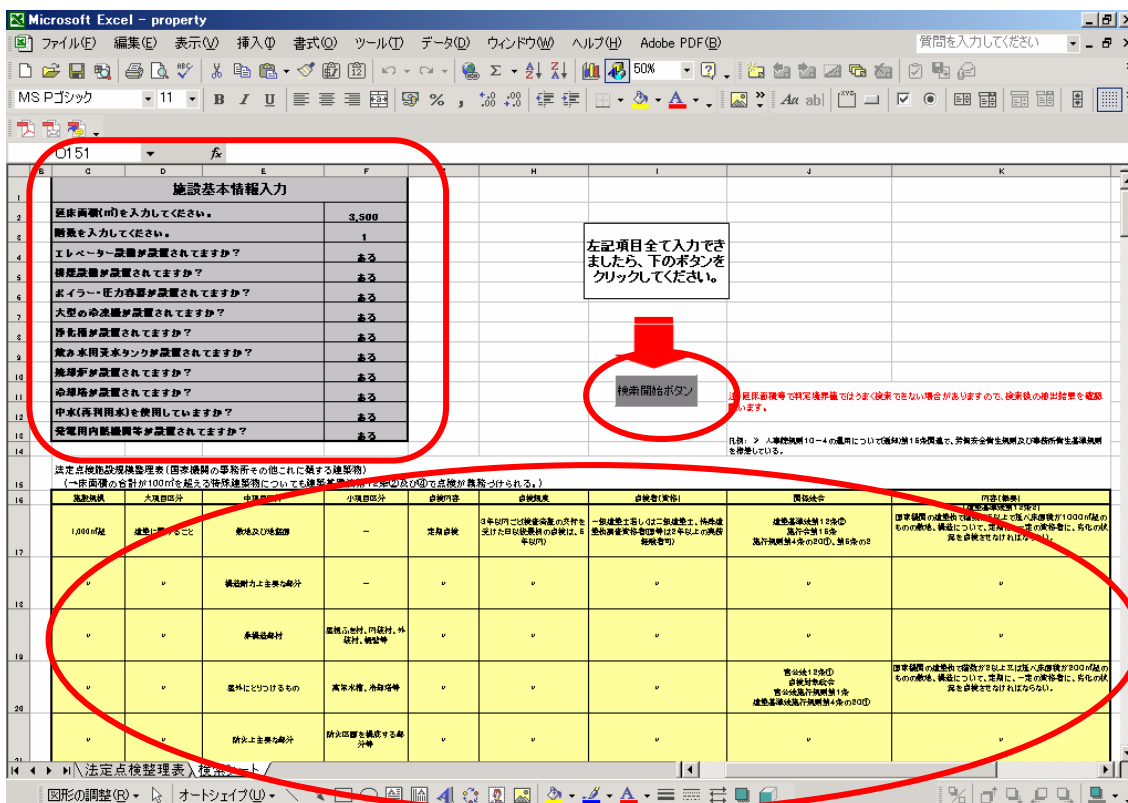
08 法定点検整理表(検索機能付き)のファイル名をクリック



Excel 形式でダウンロードされるので、「マクロを有効」にして開きます。

施設基本情報入力の欄に施設の延床面積や該当する設備機器の有無のチェックを入れます。

「検索開始ボタン」を押すと法定点検に該当する項目等が出てきます。

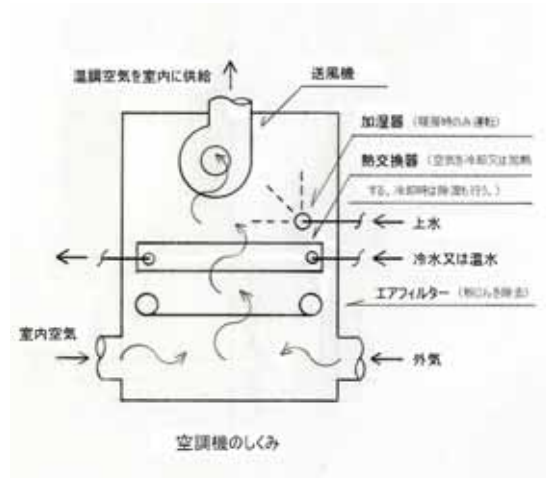


(保安指導・監督室 瀧下)

3. How to 保全

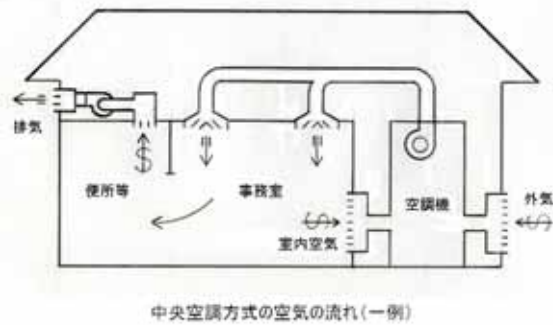
換気設備と快適環境(その2)

今回は中央方式の空調設備を備えた庁舎における換気について紹介します。機械室等に空調機が設置してあると思いますが、空調機は室内に供給する空気を加熱又は冷却する温調機能と加湿、除湿をする機能、粉塵を除去する機能、そして新鮮外気を取り入れ換気する機能を持っています。



ここでは外気の取り入れ量について触れてみたいと思います。国土交通省監修の「建築設備設計基準」では一人一時間当たり必要な外気量の標準的な値として「 $30\text{ m}^3/\text{h}\cdot\text{人}$ 」が示されており、これにより空調機に取り入れられる外気の量が決められていますが、在庁者数が大きく変動する施設の場合、設計時に想定した在庁者数より下回る時は必要以上に外気を取り入れることになります。外気は室内の温度付近まで温調されるので、多く取り入れることは多くのエネルギーを消費することとなるため、施設によっては室内の炭酸ガス濃度を計測し、適切な室内環境を維持するため

に必要な最小限の外気量を取り入れるような調整を自動で行う設備を導入しているケースもあります。



また前回の(その1)で換気は熱を排出する目的にも使用されることを紹介しましたが、事務庁舎では数多くのOA機器により、中間期でも冷房を入れないと室内温度がかなり上がることがあると思います。そのような時、窓を開けられればよいのですが、風が吹き込んで書類が飛ばされたり、外の騒音などにより開けられない場合は、空調機を運転することでも多少は緩和できるのではないかと思います。

換気の基礎的なことについて2回にわたり紹介しましたが、適切な庁舎管理を行っていただく上で参考になれば幸いです。

(設備課 西尾)

4. 営繕情報コーナー

平成18年度の事業費について

今年度より、本コーナーにて、営繕部のPRをさせていただくこととなりました。近畿地方整備局営繕部は「官公庁施設の建設等に関する法律」に基づいて、近畿地方の官庁施設を所掌し、各省各庁に対して国の建築物に関する営繕、意見書、基準制度、勧告、保全実地指導を行っています。今回はこの中の営繕に関する部分、平成18年度の事業費について

報告します。

官庁営繕費は一団地の官公庁施設、合同庁舎、その他一般会計施設の新営、修繕に関して、施設整備を行います。また、支出委任・受託として依頼された各機関の施設整備を行います。平成18年度は以下の基本方針をふまえ、以下事業費を執行していくこととしています。

官庁営繕費:2,347	支出委任:4,290	受託:200	単位:百万円
-------------	------------	--------	--------

平成18年度営繕部関係基本方針

地球環境問題への対応や災害に対する安全の確保、まちづくりへの寄与、少子・高齢化対策等に配慮しつつ、適正な質と長期的な耐用性を有する施設の整備を計画的かつ着実に推進してまいります。

さらに、基本方針を踏まえ以下に記載する、項目に積極的に取り組むこととしています。

安全で安心できる暮らしの実現(既存の防災拠点施設の耐震対策整備の推進)

誰もが安心して利用できる施設づくり(既存施設のバリアフリー化改修整備の推進)

環境共生に向けた取り組み(既存施設のグリーン改修の整備の推進)

具体例として、前号で幾分説明しました、特別修繕の事例について紹介します。特別修繕・合同庁舎特別整備として、彦根地方合同庁舎屋根改修など屋根外壁等改修7件、耐震対策等施設整備として「大阪合同庁舎第1号館(継続)、大阪合同庁舎第2号館」など3件、環境対策施設整備として「神戸第2地方合同庁舎(継続)、敦賀地方合同庁舎」など3件、高齢者・障害者施設特別整備として「東大阪法務総合庁舎」などエレベーター設置が4件、スロープ、手すり、誘導タイル整備などのその他ハートビル対策が21件となっています。

現在、工事の発注に向けて準備を進めておりますので、施工時には御協力をお願いいたします。

お知らせ

「温室効果ガスの排出抑制のための技術的協力」について

近畿地方整備局営繕部として各機関による施設の温室効果ガスの排出抑制のための取り組みに対する技術的な協力を実施することとしております。詳細は、別途、各省庁一次出先官署及び対象施設管理官署に送付しております。

(計画課 中尾)

.....
事務局より

このメールマガジン(メールでの受信が不便な方にはFAXでお送りしています)は、国、地方自治体、特殊法人、独立行政法人の施設管理に携わっておられる方々に、施設の保全の最新情報や保全の技術をお知らせするために国土交通省近畿地方整備局がお送りしています。現在、整備局から本メール(またはFAX)が届いていない方で受信を希望される方がござ

いましたら、事務局までお知らせ下さい。また、施設管理の担当地域が整備局の複数の監督室・事務所にまたがる方には、監督室・事務所の情報を伝えるためにも、それぞれの監督室・事務所からお送りしています。

本メールマガジンについてのご意見、ご感想等をお待ちしています。今後のメールマガジンや保全業務のあり方に反映させていきたいと思っています。

事務局

近畿地方整備局営繕部 保全指導・監督室 保全指導係：岩田弘美、岩下衣未子、瀧下幸生

(連絡先 iwata-h86qz@kkr.mlit.go.jp , 06-6443-1791)

京都営繕事務所：西井里佳(連絡先 nishii-r86qs@kkr.mlit.go.jp , 075-752-0505)

神戸営繕事務所：植岡哲也(連絡先 ueoka-t86fe@kkr.mlit.go.jp , 078-222-8979)
.....